2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働 者規 模
2	14~15	食器洗浄のベルトコンベアーで仕分けをしている時にトレーが詰まった為直す際 にベルトコンベアー内のトレーを取る際にベルトコンベアーが稼働中の為、ベル トコンベアーのすき間に、指を挟んだ。	61	500 ~ 999
3	10~11	入院患者を他医療機関より当院へ搬送してきた際、ストレッチャーに横たわる患者を搬送車の機能により機械的に降車させたところ、風により患者がかけていた毛布が飛ばされかけたため、横にいた被災看護士が咄嗟に一歩踏み出し毛布を押さえた際、ストレッチャーを載せる台と地面との間に左足甲がつぶされる形となった。 ストレッチャーを降車させる際は操作する係員以外は近寄らないこととしていたが、患者が寒がることを懸念した看護師としての職業観がこのような事態を招いたと考えられる。	51	50~ 99
3	10~11	内視鏡センター第2内視鏡室で、鎮静下での上部内視鏡検査の準備中、診察台を 外へ出そうとした。 診察台の動きが悪く重いため、患者の申し送りをしながら後 ろ向きで勢いをつけて動かしたところ、診察台が出入口の金属製の枠にぶつか り、右母指が挟まって負傷した。	47	500 ~ 999
3	10~11	脱衣室にて、患者を入浴用のストレッチャーから移動用の車椅子(リクライニン グ式) に介助にて移動させた際、介護職員が急に車椅子を動かしたため、車椅子 の右前輪で右足小指を踏まれた。	64	50~ 99
4	14~ 15	調理場から、カゴ容器を日干しするために外部に出ようと非常出口アルミ扉を開けた際に強風で扉が閉まり、左手中指を挟まれ負傷した。	55	100 ~ 299
	15~	入浴介助時に浴槽から患者様を出す時に、両手で機械浴用のリフトを手前に動か		

5	16	したところ、左足の上にリフトのタイヤが乗り上げた。 当初は痛みはなかったが、徐々に痛みと腫れが生じ、左第2趾基節骨骨幹部不全骨折となった。	50	_
5	9~ 10	洗浄室にある乾燥機の前で台車を移動する作業中、台車の車輪が思うように動かず意図しない方向に進んでしまい、乾燥機の扉と台車の間に左手薬指が挟まった。	40	500 ~ 999
5	7~8	放射線科第1カテーテル室内で患者さんの抹消ルートを延長している際に、カテーテル台の下に潜り作業をしていた。 滅菌操作で治療を行うためドレープが患者さんにかかっており、機械を操作する放射線技師から本人が作業している位置は死角となり、機械が可動氏右足を挟まれる状態となった。	39	500 ~ 999
5	16~ 17	使用済みリネンの保管場所にて、回収して来たリネン袋(重さ10kg~20kg)を キャスター付の専用台車から取り外し保管するため、台車に固定している袋を外 し床面に置き、袋を閉じるために袋上部の紐を両手で持ち上方へ引っ張り上げた ところ、右手の持ち方が不十分であったために右手の親指が紐に引っ掛かり、右 手がねじれた。	44	50~ 99
5	10~ 11	緊急患者の入院手続きを患者と一緒にしている時、患者の状態が急変し、ストレッチャーに乗ってもらう時、患者が急に横たわり、患者の体とストレッチャーの金具が右手に挟まり負傷した。	49	100 ~ 299
6	14~ 15	病棟廊下のエレベーター前で、患者様をベッド移送している時に、エレベーター前で一旦止まり、エレベーターに乗ろうとベッドを動かした際に勢いがつき過ぎて、ベッドのキャスターに左足の指が轢かれてしまった。	48	300 ~ 499
7	17~18	北棟5階5B病棟廊下において、配膳車からお膳を出そうとした時に、配膳車が勝手に動いてしまい、右腕全体を壁と配膳車の間に挟み、右手親指と手首から上の右腕全体を負傷。	45	500 ~ 999
7	11~12	洗濯物を取りに空のカートを押し職員出入口を出ようと扉をあけた時指が扉の隙間に巻き込まれ、手を引いた時に右指第2指を負傷した。	57	1~9
7	17 <sup>~</sup> 18	当院厨房の配膳車の出入り口にて厨房から配膳車が出てきてエレベーターへ移動する際に進行方向を前か後ろかを迷い、配膳車に勢いがあったため壁と配膳車と	47	100 ~

		に左肘から左手首にかけて挟まれて痛みがあった。左橈骨遠位端骨折と診断を受 		299
		けた。		
7	12~ 13	病院厨房内で、物を定位置に戻そうとしたときに厨房扉が閉まり、その際に扉に 左手を置きながら作業をしていたため、左手小指が挟まれた。	64	100 ~ 299
9	14~ 15	入院患者の体重測定のため421号室にストレッチャー型体重計を看護補助者2名で移動した。 入り口の段差を乗り越える為前頭から自分が引き、後方から他の看護補助者が押して入る時に入り口の壁とストレッチャー型体重計に挟まれ、右第4指を受傷した。	58	500 ~ 999
9	17~ 18	病院内厨房において、病棟から戻ってきたデリカート(パワーアシスト付適温配膳車)を所定の位置に戻す作業を行っていた。 デリカートを手前に引こうとした際に、思った以上に勢いがあった、そのためデリカートと左横に設置してある食器乾燥機の間に身体の左半身を挟んで負傷した。	58	300 ~ 499
9	7~8	エレベーターに配膳車を乗せるために配膳車を移動させる際、職員を避けながら 配膳車をエレベーター前に移動させたため、いつもと配膳車の角度が違い配膳車 に足を巻き込んだ。	49	1000 ~ 9999
11	10~ 11	病棟において入院患者の入浴介助等の業務中、入浴後の患者をストレッチャーで移動しようとした際、全開にしていた出入口の引戸が動き出し、ストレッチャーの先頭部に位置していた当該職員の右第5指の第2関節が引戸とストレッチャーの間に挟まれた。	43	500 ~ 999
12	22~23	病棟の階段で扉を開けようとした際、強い風圧がかかり、扉を支えきれず、右手 2・3・4指を挟んで、右中指末節骨を折った。	55	500 ~ 999
12	14~15	病院8階西病棟で、洗濯室と乾燥室の間のドアの下に置いてあるゴミ箱を取ろうとしたとき、左手の小指がドアの隙間に入り、挟んでしまった。 その際、重たいドアが、指が挟まったまま閉じてしまい怪我をした。	63	500 ~ 999

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\_pgm/SHISYO\_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\_09.html